

八幡弘道館会則

2024年6月

1. 名称 本会の名称は八幡弘道館（以下「会」）という。
2. 資格 八幡弘道館の会員ならびにこの趣旨に賛同する者をもって会員とする。
3. 目的 本会は、会員相互の親睦を図り、剣道の理念に基づき剣道の発展に寄与する事を目的とする。
4. 事業
 - (イ) 稽古日 毎週水曜、土曜日とする。
 - (ロ) 試合 年数回の対外試合および他団体との合同稽古を行う。
 - (ハ) 親睦 親睦会および昇段祝賀会と年数回のレクレーションを行う。
 - (ニ) 総会 総会は2年に一度開催する。
5. 役員 本会の運営のため、次の役員を置く。

相談役	2名
館長	1名
顧問（指導員を兼ねる）	若干名
理事	若干名
会計監査	1名
会計	1名
6. 役員を選出
 - (イ) 館長は、会員の互選によって選出する。
 - (ロ) 理事以下は、館長が会員に諮って選出し、会員登録の条件は、毎年3月末に見直しする。
7. 総会 総会は、2年に1回開催し、必要があるときは臨時に館長が招集する事ができる。
8. 役員の任期 役員の任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。
9. 事務局 本会の事務局は、八幡東区山王3丁目9-3 天野方に置く。
10. 会費 本運営に充てるため、年3,000円を会費とする。
11. 任意 本会則に定める事項のほか、本会の運営については、理事会の過半数を持って決定し、総会に報告する。

附則-1 本会則は、2006年3月より施行する。

附則-2 会則改定 2024年6月（6月7日開催の理事会にて）